

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

- 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定された、都道府県が策定する法定計画です。
- 平成 27 年 4 月に開始される「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が幼稚園教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定の上、子育て家庭に対する支援を行います。

県では、新制度の実施主体である市町村を支援するための計画を策定します。

- 千葉県総合計画や県の関連諸計画との連携を図って進めていきます。

2 計画期間

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。
- 計画の中間点である平成 29 年度を目途に、計画の見直しを行います。

【参考：平成 27 年 4 月 1 日施行】

○子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項

都道府県は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

第 2 章 子どもに対する専門的な知識及び技術を要する支援

1 子ども虐待防止対策の充実

児童相談所の体制強化や市町村・関係機関などとの連携を推進

2 社会的養護体制の充実

家庭的養護の推進や専門的ケアの充実などを図る

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て・生活支援や就業支援などを推進

4 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

安全・安心な妊娠、出産、育児のための妊産婦・乳幼児保健対策の充実などを図る

5 障害児施策の推進

障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実などを図る

第 1 章 教育・保育の充実と子育て家庭の支援

1 県設定区域と教育・保育の提供体制の確保

各市町村を単位として、幼稚園教育・保育の「需要」と「供給」を把握し、供給不足が生じる場合、必要な教育・保育の提供体制の確保を図る。

【需給計画のイメージ】

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	3-5 歳		0-2 歳	3-5 歳		0-2 歳	3-5 歳		0-2 歳
	教育	保育	保育	教育	保育	保育	教育	保育	保育
需 要	100	100	50	100	100	50	100	100	50
供 給	100	60	20	100	80	40	100	100	50
需要-供給	0	40	30	0	20	10	0	0	0

29 年度末までに需要の充足を目指す

○市町村ごとに、市町村計画の数値に基づき作成

- ・市町村計画では、保護者に対する利用希望調査の結果等を踏まえ「需要」を算出
- ・「供給」は、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所などの利用定員であり、市町村では必要に応じ、これらの施設整備等を計画

○「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成 29 年度末までに、「需要」に対応する教育・保育の提供体制の確保を目指す

2 認可・認定に関する需給調整

認定こども園・保育所の認可・認定の原則 ⇒

需要 > 供給 ⇒ 認可・認定

需要 < 供給 ⇒ 認可・認定の必要性を検討

3 教育・保育の一体的提供とその推進

認定こども園は柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえつつ、普及に努める

4 人材の確保と資質の向上

子どもの育ちを支援するため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの確保に努めるとともに、研修を実施し教育・保育の質の向上を図る

5 仕事と家庭の調和に向けた働き方の見直し

企業の「仕事と子育ての両立支援制度」と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「企業内の意識改革」の促進を図る

6 小学生の放課後対応の充実

「放課後子ども総合プラン」を推進し、全ての子どもたちが放課後や週末などに安心して活動できる居場所の確保を図る